

陶工房ご利用者 各位

札幌芸術の森陶芸窯電気メーターの有効期間切れ事案の発生と 電気料金等単価の改定及び一部料金の返金について

平素より札幌芸術の森陶工房をご利用いただきありがとうございます。

このたび、札幌芸術の森陶芸窯において、計量法で定められている有効期間を経過した電気メーターを使用していた事案が判明しました。

また、本事案の調査中に、ご利用分の電気料金並びに灯油料金が適切に行われていないことが判明しました。

ご利用の皆さまに多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びしますとともに、再発防止に努めてまいります。

各事案の状況及び今後の対応について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 電気メーターの有効期限切れと対応について

計量法において、電気メーターは有効期限を迎えるまでに交換することが義務付けられ、有効期間を経過したメーターは料金徴収に使用してはならないと規定されております。このたび、上蓋式電気窯及び両開き式電気窯の 2 台の電気メーターが令和 6 年（2024 年）3 月をもって期限切れであったことが判明いたしました。

事案判明後、直ちにメーターの手配を行い、交換は電気窯の利用に影響のない明日 9 月 30 日に行います。

2 電気料金・灯油料金の単価改定について

陶芸窯のご利用にあたりご負担いただく電気代・ガス代・灯油代は、使用量に契約単価を乗じた金額を実費相当分としてお支払いいただいておりますが、本年令和 6 年 4 月に改定された電気代と灯油代の契約単価が、陶工房ご利用者の請求額に反映されていないことが分かりました。

以下のとおり電気料金と灯油料金の単価を改定するとともに、料金を多く徴

収しました電気代につきましては、令和6年4月から9月20日の間にご利用された方の利用額の差額を返金いたします。

(1) 改定日

令和6年10月1日（火）

(2) 料金単価

電気料金 旧@33.00円/kwh ⇒ 新@23.05円/kwh

灯油料金 旧@94.48円/ℓ ⇒ 新@98.66円/ℓ

3 電気料金の返金等について

本件、期限を過ぎた後のメーターについて確認したところ、動作に異常が認められなかったことから、メーター更新前の計量を有効と判断し、電気代につきましては、料金単価のみを修正し差額を返金いたします。

あわせて、本件判明後の令和6年9月21日以降にご利用者の方々には、料金の支払いをお待ちいただいておりますが、財団が定めた算出方法により、ご案内させていただきます。

返金及び入金のご案内につきましては、該当のご利用者様に直接ご案内いたします。

4 再発防止について

計量メーターの期限把握につきましては、台帳だけではなく設置メーターの目視での確認を、年次点検として業務に組み入れることで適切に管理します。

また、電気・ガス・灯油のご利用単価につきましては、情報共有の必要性について指導を行うほか、担当職員の交替時には引継等において共有の徹底に努めます。

【問い合わせ先】

札幌芸術の森 創作普及課 電話：011-592-4122

掲出期間：令和6年10月31日